## 感染症による出席停止について

那覇市立 城南小学校

医師の診察により下表の疾病と診断された場合は、学校保健安全法により、他の生徒に 感染させるおそれがなくなるまで出席停止となります。(欠席にはなりません)

症状が治まり、医師から登校の許可が出ましたら、この用紙に証明していただき、学校へ 提出してください。

			病名
すべき感染症	学校において予防	第 1 類	エボラ出血熱、ラッサ熱、特定鳥インフルエンザ、ジフテリア、ポリオ他
		第2類第3類	百日咳、麻しん(はしか)、風しん(三日はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、髄膜炎菌性髄膜炎、結核、インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)(注1) 腸管出血性大腸菌感染症、流行性各結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、その他の感染症

- 注1 インフルエンザに関しては、別の罹患証明書に記載してください。
- 注2 各疾患の登校の目安に関しては、裏面参照のこと
- 注3 この書式は平成27年度より使用

## 登校許可証明書

年_	組_
児童・生徒	氏名
病名	

上記の病気は、他の児童・生徒にうつるおそれがないとみとめられますので、

月 日より登校してもさしつかえないものと認めます。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

下記の出席停止期間の基準は、文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」 (平成25年3月)より抜粋しています。

注2	病 名	出席停止期間の基準		
第 一 種	エボラ出血熱、ラッサ熱 特定鳥インフルエンザ ジフテリア、ポリオ他	治癒するまで		
第 2	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌治療 法が終了するまで		
	麻しん(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで		
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで		
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで(注4)		
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで		
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日 を経過するまで		
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医そのたの医師において感染の恐れが ないと認められるまで		
	結核	症状により学校医そのたの医師において感染の恐れが ないと認められるまで(抗結核薬の予防投薬は出席停止 に該当しない)		
	インフルエンザ(特定鳥イ ンフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで		
	腸管出血性大腸菌感染症	- 病状により学校医その他の医師において感染の恐れが ないと認められるまで		
	流行性角結膜炎			
第	急性出血性結膜炎			
3	コレラ			
種	腸チフス			
	細菌性赤痢			
	パラチフス			
	その他の感染症 (感染性胃腸炎、マイコプ ラズマ)	発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、 全身症状が良くなるまで(注4)		

注4「全身症状が良好になる」とは、支障なく学校生活が送れる状態と考える。

那覇市教育委員会、那覇市医師会と協議済み